厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
東京労働局

Press Release

厚 生 労 働 省 東京労働局発表 令和８年６月９日

担 当	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第一課長　中村　晃之 需給調整事業第一課長補佐　篠塚　祐史 電　　話　０３－３４５２－１４７２

職業紹介事業者に対する事業停止命令及び職業紹介業務改善命令について

東京労働局長（局長：増田　嗣郎）は、下記のとおり、職業安定法に基づき、職業紹介事業者に対して、令和８年６月８日付け、職業安定法第 32 条の９第２項に基づく職業紹介事業停止命令及び同法第 48 条の３第１項に基づく業務改善命令を行った。

記

第１　被処分者

有料職業紹介事業者

別添の一覧表に記載のとおり

第２　処分内容

有料職業紹介事業者

職業安定法第 32 条の９第２項に基づく職業紹介事業停止命令

（職業紹介事業停止命令の内容は第４のとおり）

職業安定法第 48 条の３第１項に基づく職業紹介業務改善命令

（職業紹介業務改善命令の内容は第５のとおり）

第３　処分理由

別添の一覧表に記載する職業紹介事業者は、

１　職業安定法第 32 条の 16 第１項において提出しなければならないとされている事業報告書（令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までの期間）について、職業安定法施行規則第 24 条の８第１項に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出することなく、

２　これに対する職業安定法第 48 条の２の指導に従うことなく、

３　また、職業安定法第 50 条第１項に基づき、報告を求めたにもかかわらず、これを提出することなく、

職業安定法の規定に違反したこと。

第４　職業紹介事業停止命令の内容

全ての職業紹介事業について、職業安定法第 32 条の 16 第１項の事業報告が提出されるまでの間、職業紹介事業を停止すること。

第５　職業紹介業務改善命令の内容

令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までの期間に係る職業安定法第 32 条の 16 第１項の事業報告書を提出すること。

（参　　考）

職業安定法（抄）　（昭和二十二年法律第百四十一号）

（有料職業紹介事業の許可）

第三十条　有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三　有料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地

四　第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者の氏名及び住所

五　その他厚生労働省令で定める事項

３　前項の申請書には、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

４　前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の見込数その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

５　厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

６　第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して厚生労働省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（許可の取消し等）

第三十二条の九　厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一　第三十二条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二　この法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三　第三十二条の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

２　厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（事業報告）

第三十二条の十六　有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

２　前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の数、職業紹介に関する手数料の額その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

３　（略）

（改善命令等）

第四十八条の三　厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務

の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

２・３　（略）

職業安定法施行規則（抄）　（昭和二十二年労働省令第十二号）

（法第三十二条の十六に関する事項）

第二十四条の八　有料職業紹介事業者は、毎年四月三十日までに、この条の定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

２～６　（略）

別添

対象となる職業紹介事業者一覧表

労働局名：東京労働局

① 番号	② 許可・届出受理番号	③ 職業紹介事業者の名称	④ 代表者の職氏名	
1	13-ユ-300628	株式会社インターナショナル・リクルートメント・ジャパン	代表取締役	北澤　仁
[redacted]				
3	13-ユ-310134	株式会社Onion	代表取締役	川村　亮介
[redacted]				
[redacted]				
[redacted]				